

### III 計画の内容



## 基本目標

1

# 互いの知識や意識を高め、 人権が尊重されるまち すみだ

男女共同参画社会の実現には、個人が性別にかかわりなく、自分らしい生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。しかし、人々の意識の中には、長い時間かけて形成されてきた性差観があり、なかでも固定的な性別役割分担意識は、時代と共に変わりつつあるものの、家庭、学校、職場、地域社会等の中で無意識のうちに浸透しています。

一人ひとりが自分らしく生きられる社会にするためには、日常生活の中に潜む偏見や差別意識を取り除くように努めることが大切です。

お互いの人権が尊重され、認め合い、支え合う共生社会の実現を目指します。

## 指標

項目名	現 状	目 標 2023(平成35)年度	指標の出典
成果指標 固定的な性別役割分担意識 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する反対率 (「どちらかといえば反対」も含む)する区民の割合	51.8%	増加	墨田区男女共同参画に関する調査 (平成29年度実施)
成果指標 全体として現在の日本における 男女の地位について、 男女平等であると感じている区民の割合	全体 10.9% 女性 6.8% 男性 16.3%	増加	墨田区男女共同参画に関する調査 (平成29年度実施)
成果指標 LGBT(性的マイノリティ)の内容まで 知っている区民の割合	34.6%	40%	墨田区男女共同参画に関する調査 (平成29年度実施)
成果指標 DV防止法を内容まで知っている区民の割合	20.4%	増加	墨田区男女共同参画に関する調査 (平成29年度実施)
活動指標 デートDV予防啓発講座開催校数	年2校	年2校以上	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書 (平成29年度実施事業)
活動指標 乳がん、子宮頸がん検診受診率*	乳がん 33.8% 子宮頸がん 46.1%	乳がん 50% 子宮頸がん 50%	[現状] がんに関する区民意識調査 (平成29年度実施) [目標] すみだ健康づくり総合計画 (平成28年度～平成37年度)

\* … がんに関する区民意識調査(平成29年度実施)において「子宮頸がん検診(子宮の細胞を調べる検査)を受けた」「乳がん検診(マンモグラフィ)を受けた」と回答した割合

指標：男女共同参画の推進の度合いを判断したり、評価するための目印

成果指標(アウトカム指標)：取組の結果、“何”が“どのようになった”かの指標

活動指標(アウトプット指標)：“どんな取組”を“どれくらいやるか”の指標

DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(P92参照)

デートDV：恋人同士など、親密な関係にある相手からの、身体的、精神的、経済的、性的暴力のことです。

## 課題

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実

## 課題①

## 固定的な性別役割分担意識の解消

女性、男性ともに暮らしやすい社会とするためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、すべての人の人権が尊重されることが重要です。

平成29年度実施の墨田区男女共同参画に関する調査から、固定的な性別役割分担意識については、反対する人が約半数で、意識の解消は十分ではないことがわかりました。

また、同調査において、男女が平等であると感じている区民の割合も決して高いと言えない結果でした。

男女共同参画の意識がより広く浸透するよう、今後もあらゆる機会を通じて広報、啓発活動を展開していきます。

## 主な取組

性別にとらわれない共同参画意識の醸成を図ります。

- 男女共同参画施策に関する情報発信
- 区民参加型の意識啓発事業の実施
- 情報の収集・把握・公表 など

## 課題②

## 家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実

意識や価値観は、家庭、学校、地域社会の中で成長に応じて形成されることから、人権意識や男女平等意識を育てるために、家庭、学校、地域の果たす役割は非常に大きいものがあります。

学校教育では、人権教育や男女共同参画の視点にたった指導がおこなわれています。

墨田区男女共同参画に関する調査では、学校教育の場で力を入れた方がいいこととして、女性、男性ともに半数以上の人「日常活動の中での平等意識の育成」をあげています。

家庭や学校、地域における学習機会を通じて、男女共同参画や人権に関する意識の醸成を図るために取組を継続します。

## 主な取組

家庭、学校、地域における学習機会を通じて、  
男女共同参画や人権に関する意識の醸成を図ります。

- 児童、生徒への男女平等教育
- 教職員の意識の醸成
- 家庭や地域への意識啓発 など

固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、役割を固定的に考えることをいいます。

## 課題

- ① 人権意識の高揚と情報の適切な活用
- ② 多様な性(LGBT等)の理解と尊重

### 課題① 人権意識の高揚と情報の適切な活用

意識や価値観は、成長に応じて形成されることから、人権意識や男女共同参画の意識を育てるために家庭、学校、地域社会の中で育むことは重要です。

インターネットの利用が広がり、情報の受信・発信が誰でも容易にできる社会となり、不適切な情報も瞬く間に広がるなどの問題が多く起きています。

情報を適切に発信し、社会にあふれる多様な情報から取捨選択して適切に活用できるよう、区民への啓発を推進していきます。

#### 主な取組

人権啓発に取り組みます。

- 人権尊重の観点からの情報発信
- 人権尊重意識啓発事業の実施
- 人権尊重と男女共同参画の視点の定着 など

### 課題② 多様な性(LGBT等)の理解と尊重

男女共同参画社会では、多様な生き方が尊重され、誰もがその人らしく生きられることが重要です。性のあり方についても同様です。性的少数者(LGBT等)は、性自認や性的指向等を理由として、社会の偏見や生活上の困難に直面するといわれています。

墨田区男女共同参画に関する調査では、LGBTについて理解している人は3割台にとどまっており、多様な性について正しく理解することが重要です。

性自認や性的指向等を理由とした差別や偏見をなくすため、知識や理解を深めるための啓発を推進します。

#### 主な取組

性自認や性的指向等を理由とした差別や偏見をなくすための啓発活動を推進していきます。

- 性自認や性的指向等の理解促進
- 多様な性(LGBT等)に関する支援体制の検討 など

※「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が平成30年10月15日に公布、施行されました。  
(一部の規定は平成31年4月1日施行)この条例の第2章に「多様な性の理解の推進」が盛り込まれています。

## 課題

- ① 配偶者からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援【DV防止基本計画】
- ② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶
- ③ 生涯を通じた女性の健康支援

## 課題①

配偶者からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援  
【DV防止基本計画】

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為を含む人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。

墨田区男女共同参画に関する調査では、「DV防止法」を聞いたことがある人は8割を超えていましたが、内容まで知っている人は2割にとどまっています。

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、許されるものではないという認識が区民に浸透するよう、DVやデートDV等を防止するための広報・啓発の取組を継続するとともに、被害者に対するきめ細かな支援を関係機関と連携して進めます。

## 主な取組

配偶者からの暴力の予防啓発と対策に努めます。

配偶者からの暴力(DV)の予防・早期発見  
被害者支援  
関係機関との連携及び体制の強化 など

## 課題②

## 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

性犯罪、ストーカー行為などの暴力は相手の人権を侵害する犯罪であり、決して許される行為ではありません。また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメント行為も依然として問題となっています。

墨田区男女共同参画に関する調査では、女性の約4割が何らかのセクシュアル・ハラスメントに関する不快な経験があると答えています。

また、近年では、JKビジネスやリベンジポルノなど様々な性犯罪が存在しており、関係機関と連携し情報提供を行うとともに啓発活動を進めます。

## 主な取組

セクシュアル・ハラスメント等を防止するため、情報提供や  
啓発活動を推進します。

男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発  
職員、教職員への啓発と研修の実施  
ハラスメント対策、相談窓口の充実 など

### 課題③

## 生涯を通じた女性の健康支援

健康の維持・増進は、いきいきと活動するために必要不可欠なものです。特に女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じ女性と男性で異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。そのため、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の視点が重要です。

女性の就業者の増加や平均寿命の伸長等に伴い、健康問題への対応が全国的に求められます。

性差に応じた健康について理解を深め、生涯にわたり健康で過ごせるよう、情報の提供、相談機能の充実など、区民の健康支援に取り組みます。

### 主な取組

健康のための正確な知識・情報の提供、相談機能の充実を図ります。

健康づくりの知識の普及・啓発

検診実施、受診促進

健康相談の実施 など

**性自認**：自分の性をどのように認識しているかということ。服装・言動・振る舞いなどの自分の性別の認識。生まれたときの性別と一致する場合もあれば、一致しない場合もあります。一致しない場合、トランスジェンダーという概念で説明されます。「性同一性障害」とは医学上の診断名を指します。

**性的指向**：人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

**DV(ダメスティック・バイオレンス)**：配偶者等の親密な関係にある、またはあった者(事実婚、元配偶者、共同生活者を含む)からの暴力をいいます。「なぐる」「ける」といった身体的な暴力だけでなく、「大声でどなる」「無視する」「子どもに危害を加えるといっておどす」などの精神的暴力や「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力なども該当します。

**ストーカー行為**：同一の者に対し、「つきまとい等」を繰り返し行うこと。「つきまとい等」とは、尾行しつきまとう、住居、勤務先、学校等の付近で見張りをしたり、押しかける、監視していると思わせるようなことを告げたりする、相手が拒否しているのに面会や交際を要求する、著しく粗野または乱暴な言動をする、無言電話や相手が拒否しているのに連続して電話をしたり、電子メールやSNSのメッセージ等を送る、汚物等を送りつける、名誉を傷つける、わいせつな写真を送りつけるなど性的な羞恥心を侵害する行為のことです。

**セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)**：継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものとされています。

**JKビジネス**：大都市の繁華街を中心に女子高校生等によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業が見られ、「JKビジネス」と呼ばれています。

**リベンジポルノ**：交際中に撮影した元交際相手や元配偶者の裸などの性的な画像を、その撮影対象者の同意なく、インターネット上に公表する行為。「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(いわゆる「リベンジポルノ被害防止法」)が平成26年11月27日に施行され、プライベートな性的画像を勝手に公表することは犯罪となりました。

**性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)**：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健気に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

**課題**

- ① 経済的な困難を抱える人への支援
- ② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が  
安全・安心に暮らせる環境づくり

**課題① 経済的な困難を抱える人への支援**

家事や子育て、介護は、主に女性が担っているのが現状であり、男女ともに非正規雇用労働者が増加する中、女性は、より正規雇用に就きにくく生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

全国的には、貧困状態に陥る家庭は比較的、ひとり親家庭に多く、子育ても仕事もすべて一人で抱え、不安定な形態での就労を余儀なくされるケースが多くなっていると言われています。

ひとり親家庭等をはじめ、経済的困難を抱える家庭への自立に向けた支援を継続的に行います。

**主な取組**

困難を抱える家庭への自立に向けた支援に取り組みます。

- 困難を抱える家庭への相談の実施
- 生活支援の充実
- 福祉団体等への補助事業 など

**課題②****高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が  
安全・安心に暮らせる環境づくり**

全国的に、高齢者、障害者、外国出身の方々は、そのことを理由として困難な状況に置かれていたり、女性であることからより困難な状況に置かれている場合があります。

墨田区においても、高齢者、障害者、外国出身の方々は年々増加しています。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況におかれている方々が、安全・安心に暮らせるよう、啓発等に取り組みます。

**主な取組**

安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

- 生活・福祉サービス情報の提供
- 安心して暮らせるまちの整備促進 など

男女共同参画の推進は、家庭、地域、就労の場などあらゆる分野での取組が重要です。また、働く女性の増加に伴い、法整備は進んできていますが、いまだ男性中心型労働慣行が根強く残っています。仕事と家庭の両立が困難となった場合に、固定的性別役割分担意識から女性が仕事を辞めることが少なくありません。また、男性も仕事中心の生活により、職場での職責と家庭での経済的責任が課せられる傾向が強く、男性が育児・介護休業等を取得しにくい職場風土の要因となっています。

共働き世帯が増加するなど社会経済情勢が大きく変化する中において、女性と男性が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを促進するとともに、家事や育児、介護など、幅広い分野で男女が協力しあうことができる社会を目指します。

### 指標

項目名	現 状	目 標 2023(平成35)年度	指標の出典
成果指標 「ワーク・ライフ・バランス」の内容まで知っている区民の割合	28.9%	40%	墨田区男女共同参画に関する調査 (平成29年度実施)
成果指標 職場における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合	全体 25.0% 女性 21.3% 男性 29.7%	全体 30%	墨田区男女共同参画に関する調査 (平成29年度実施)
活動指標 男性の子育て参画支援講座(父親対象事業)の父親参加数	53名	60名	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書 (平成29年度実施事業)
活動指標 男性介護者教室及び認知症家族介護者教室における男性の参加者数	271名	300名	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書 (平成29年度実施事業)
活動指標 区職員の管理・監督職における女性の割合	H30.4.1現在 管理職14.8% 監督職33.0%	管理職20%程度 監督職35%程度	[現状] 墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書 (平成29年度実施事業)  [目標] 墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画
活動指標 区男性職員の育児休業取得率	27.8%	増加	[現状] 墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書 (平成29年度実施事業)  [目標] 墨田区女性の活躍推進のための特定事業主行動計画 (20.0%程度)

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

**施策の方向****(1) 子育て、介護等を男女が共に担えるよう  
環境整備を進めます****課題**

- ① 男女が共に担う子育てへの支援
- ② 男女が共に担う介護(介助)への支援

**課題① 男女が共に担う子育てへの支援**

女性も男性も多様な活動に参加し活躍するためには、家庭における負担を軽減するための子育て支援や、男女双方の育児休業の取得促進など環境づくりが必要です。家庭内では、女性だけが子育てに関わるのでなく、男性も家事・育児を担う必要があります。しかし、男性中心型労働慣行が改善しない職場では、長時間労働や休暇の取りにくさなど家庭で過ごす時間を確保することが難しい場合があります。

墨田区男女共同参画に関する調査では、49.1%の女性が子育てやしつけは「主に自分」が担っていると回答しています。  
男女が共に子育てを担っていけるよう、あらゆる角度から支援をしていきます。

**主な取組**

男性も女性も子育てを担う環境を促進します。

男性の子育て参画支援  
出産・子育て応援事業 など

**課題② 男女が共に担う介護(介助)への支援**

高齢者の介護については、介護保険制度等による介護支援サービスが充実している一方で、介護する家族の負担は大きく長期間に渡ることも少なくないため、仕事と介護の両立が困難になり離職せざるを得なくなる介護離職など社会的に課題となっています。

墨田区男女共同参画に関する調査で、女性の52.4%が高齢者等の介護や病人の看護を「主に自分」が担っていると回答しています。

高齢者等の介護や病人の看護、障害者の介助を男女が共に担えるよう、支援をしていきます。

**主な取組**

男性も女性も介護(介助)を担う環境を促進します。

介護(介助)者への支援の充実 など

男性中心型労働慣行：年功的な待遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方をいいます。

## 課題

- ① 働く場での女性の活躍推進
- ② 就業における男女共同参画の推進
- ③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

### 課題① 働く場での女性の活躍推進

女性が様々な分野で活躍する社会の実現には、性別による区別や制約なく活動できる環境が必要です。組織の政策や方針を決定する場でより多くの女性が重要な役割を担うことにより、多様な価値を反映し、女性も男性も活動しやすい場を作ることができるよう、後押ししていくことが必要です。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の支援、雇用環境の整備促進や女性が活躍しやすい職場環境づくりなど啓発に努めます。

#### 主な取組

誰もが働きやすい職場環境の促進に努めます。

- 管理・監督者への女性登用促進
- 仕事と家庭の両立に資する保育の実施
- 女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実 など

### 課題② 就業における男女共同参画の推進

就業は生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働く意欲を持つ男女が性別に関わりなく、能力を十分に発揮できる社会づくりは大変重要です。

男女雇用機会均等法の改正等により、男女の雇用機会均等について制度上の整備は進んでいますが、昇進、昇格、賃金などにおいて依然として男女の格差があります。

女性も男性とともに多様な職種・職場での就労の機会を得、平等に評価を受け、それぞれが自らの意思に基づいて能力を十分に発揮しながら輝けるよう事業所等に対する啓発を継続します。

#### 主な取組

就業における女性と男性の活躍を支援します。

- 労働に関する情報提供
- 就職に関するカウンセリングや相談 など

### I 課題③

## ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

ワーク・ライフ・バランスとは、国民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするものです。

墨田区男女共同参画に関する調査では、ワーク・ライフ・バランスを図りたいと希望する男女が多いものの、現実では、仕事を優先する生活であるとの回答が男女ともに一番多くなっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、長時間労働の抑制や男性中心型の労働慣行の見直し、育児休暇・休業の取得等の啓発を推進していきます。

### 主な取組

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動を推進していきます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進 など

---

**女性活躍推進法**：正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といい、女性が職業生活において、自らの希望に応じて十分に能力を發揮し、活躍できる環境整備を推進していくことを目的として制定された法律です。国や地方公共団体、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、  
①女性の活躍に関する状況把握・課題分析  
②状況把握・課題分析を踏まえ、定量的目標や取組内容等を内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等  
③女性の活躍に関する情報の公表が義務づけられています。

**男女雇用機会均等法**：正式名称を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。募集・採用・配置・昇進・定年等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置など、事業主が講ずべき措置等が定められています。

## 基本目標

3

## 性別にとらわれず あらゆる分野で協働するまち すみだ

社会や組織の活力を高めるためには、多様な人材を活用し、様々な立場の意見を取り入れることが重要です。区民の身近な生活の場として、地域社会は区民生活の基盤となるものです。少子高齢化や家族形態の変化、人間関係の希薄化等が進み、地域における課題が多様化する中、地域社会が果たす役割はますます大きくなっています。家庭と共に最も身近な生活の場でもある地域社会において、性別にとらわれず男女が共に防災、地域活動等に参加・参画することで、地域力が高まり、男女が協働するまちづくりにつながります。

性別にとらわれず、男女が地域社会をはじめあらゆる分野の意思決定過程に参画することによって、社会状況を改革・改善するために自ら潜在的に備わっている力を発揮していくことが可能な社会を目指します。

### 指標

項目名	現 状	目 標 2023(平成35)年度	指標の出典
成果指標 地域社会における男女の地位について、男女平等であると感じている区民の割合	全体 21.2% 女性 15.3% 男性 29.7%	全体 30%	墨田区男女共同参画に関する調査 (平成29年度実施)
活動指標 審議会・委員会の女性委員比率	H30.4.1現在 26.5%	30%	墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書 (平成29年度実施事業)

### 施策の方向

### 男女共同参画の視点で地域力を高めます

### 課 題

- ① 意思決定過程への女性の参画促進
- ② 地域における男女共同参画の推進
- ③ 防災・防犯における男女共同参画の推進

墨田区における「地域力」：「人と人とがつながり、様々な主体が各分野・各地域で、地域の課題を積極的に解決していく力」をいいます。  
地域社会：町会・自治会など地域活動の場

**課題①****意思決定過程への女性の参画促進**

あらゆる意思決定過程において、男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって重要なことです。社会は、多様化、複雑化しており、意思決定過程に女性の参画が進むことは、多様な価値観を取り入れた豊かで活力のある社会の実現にもつながります。

あらゆる分野の意思決定過程における女性の参画を促進します。

**主な取組**

**意思決定過程への女性参画を促進します。**

審議会等における女性委員の比率向上

政治分野における女性の活躍推進 など

**課題②****地域における男女共同参画の推進**

少子高齢化、人間関係の希薄化など様々な変化が起きる中、地域課題の解決には、性別や世代の偏りなく取り組むことが必要です。

地域活動の場では、活動の多くを女性が担っているにもかかわらず、代表者や主要な役員は男性が占める場合が多くみられる事から、リーダーや主要な役割への女性の積極的な参画を促進する必要があります。

地域の様々な活動の中で、男女共同参画の視点が活かされるよう、啓発を進めます。

**主な取組**

**地域、諸団体の自主的な男女共同参画の取組の支援を推進します。**

地域における男女共同参画意識の啓発

男性の地域活動への参画支援 など

**課題③****防災・防犯における男女共同参画の推進**

大規模災害の経験から、地域防災計画における女性の参画、女性の視点を活かした避難所運営など防災、災害復興の分野への男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性が再認識されています。

墨田区では、地域の自治会等の自主防災組織で結成しているレディース隊の活躍など、男女共同参画の視点に立った取組が進められています。

今後も継続して、女性や社会的弱者の視点に立って防災や災害時の避難所運営のしくみづくりを進めることが重要です。

男女共に防災・防犯活動に参画し、活躍できるよう、広報・啓発していきます。

**主な取組**

**男女共に防災・防犯活動に参画し、活躍できるよう啓発していきます。**

防災講座の開催や避難所運営体制の構築 など

## 基本目標

4

## 区、区民、事業者等が連携して 施策を推進するまち すみだ

男女共同参画社会に向けた取組は、条例で示されているとおり、区、区民、事業者及び地域団体が連携（協働）して施策を推進する必要があります。計画の着実な推進に向け、庁内の連携を密にして各課の施策に男女共同参画の視点から横ぐしを刺し、円滑に効果的な施策推進が必要です。また、男女共同参画社会をより実現していくため、本計画を通して目標や達成手段等の共有を図り、区、区民、事業者及び地域団体が連携することで、有効的かつ総合的な計画の推進体制を確立します。

### 施策の方向

### 計画の推進体制を充実します

### 課題

- ① 男女共同参画推進体制の充実・強化
- ② すみだ女性センターの機能充実・活動強化
- ③ 民間団体、企業への情報提供と啓発

#### 課題①

#### 男女共同参画推進体制の充実・強化

男女共同参画社会の実現に向けて、庁内関係部署および関係団体と連携し、計画の着実な推進を図ることが重要です。国や都との連携、情報収集に努め、区民、事業者及び地域団体との連携や調整を十分に図りつつ、男女共同参画推進体制を充実させていきます。

##### 主な取組

- 庁内関係部署及び関係団体と連携し、計画の推進を図ります。
- 墨田区男女共同参画推進本部による施策の計画的かつ総合的な推進
  - 墨田区男女共同参画推進委員会との連携による効果的な事業実施 など

## 課題②

### すみだ女性センターの機能充実・活動強化

平成2年に開館した「すみだ女性センター」は、男女共同参画推進拠点施設としてその機能を果たしています。墨田区男女共同参画に関する調査においても、施設の認知度は上がりつつあります。

これまでの経緯を踏まえ、運営委員会、協力委員会等の区民参画の体制を継続し、男女共同参画の視点で、効果的な事業展開を図ります。

#### 主な取組

区民との協働による効果的な事業展開を図ります。

講座の実施や情報の収集・発信

「すずかけひろば」の開催など

## 課題③

### 民間団体、企業への情報提供と啓発

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく民間団体・事業者の主体的な取組が不可欠です。

働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進やあらゆる人が共感できる男女共同参画を推進していくことが必要です。相互に幅広い理解と共通認識を持ちながら協働、連携して、それぞれの役割を果たせるよう、民間団体、企業への情報提供と啓発に取り組みます。

#### 主な取組

時代に即した男女共同参画を推進していくよう、最新の情報提供に努めます。